

令和 8 年 8 月 4 日
水管理・国土保全局上下水道企画課

**「下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等を閣議決定
～都道府県による公共下水道の災害復旧工事の代行により、復旧を迅速化～**

「下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「下水道法施行令の一部を改正する政令」が、本日閣議決定されました。

1. 背景

令和 8 年 7 月 23 日に公布された「下水道法等を一部改正する法律」（令和 8 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の改正規定のうち、災害時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度の創設に関する規定は、公布の日から 3 月以内の政令で定める日から施行することとされています。

今般、その施行期日を定めるとともに、施行に必要な政令の規定の整備を行います。

2. 概要

（１）下水道法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

改正法のうち、災害時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度の創設に関する規定の施行期日を、令和 8 年 8 月 17 日とします。

（２）下水道法施行令の一部を改正する政令

都道府県が復旧工事を代行する際に、公共下水道管理者に代わって行う権限の範囲及び権限の代行に伴う手続きについて定めます。

3. スケジュール

公 布：令和 8 年 8 月 7 日（金）

施 行：令和 8 年 8 月 17 日（月）

＜問合せ先＞

水管理・国土保全局上下水道企画課 沖、馬路、友澤

代表 03-5253-8111（内線 34122、34114）、直通 03-5253-8427

